

「印刷物の入札参加に関する協定書」の締結を希望される業者の方へ

平戸市では小額の印刷物を発注する場合、校正等の事務作業を考慮し、以下の条件に該当する業者の方で、平戸市と「印刷物の入札参加に関する協定書」（以下「協定書」といいます。）を締結していただいた業者の方に見積もりを依頼しております。

つきましては、条件に該当し「協定書」の締結をご希望の方は、今回の「令和9・10年度 平戸市物品入札参加資格審査申請書」（以下、「申請書」といいます。）の提出の際に、「協定書」と「業務用印刷機械設備等調査票」をあわせて提出いただきますようお願いいたします。

1 受付期間

申請書と同じ。

2 条件

（1）申請書を提出し、受理された業者の方。

（2）令和9・10年度 平戸市物品入札参加資格に登録する業者又は受任先が平戸市役所から片道1時間程度の範囲に本店または営業所がある業者の方。

（3）メールアドレスをお持ちの業者の方。（印刷物見積依頼の連絡をメールで行うため。）

（4）業務用印刷機器設備等（簡易なプリンター等は除く）を自社所有している業者

（5）一貫した自社処理（印刷→製本・加工の処理）が可能な業者

※なお、印刷工程の一部を外部に委託する場合は自社処理可能なこととします。

3 提出の仕方

（1）「協定書」は必ず平戸市のホームページから様式をダウンロードして作成してください。

（2）提出部数は2部です。（協定締結後1部お返しします。）印刷の関係上、用紙が複数枚にわたるときは、綴じたところに契印を押してください。

（3）提出は持参又は郵送でお願いします。「申請書」と同時に提出していただいてかまいませんが、「申請書」と一緒に綴じこまないようにご注意ください。

（4）「協定書」は原則手渡しでお返しいたしますが、郵送での返送希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4 協定期間

申請書と同じ。